

# 奈良市万年青年クラブ等活動費補助金 市の補助金から支出してよいものの例

(A) 市の補助金の対象活動、裏面 (B) 市の補助金の対象経費の両方にあてはまる(“○”がついている)ものが対象です。  
“×”がついているものは補助対象になりません(不可)。

## (A) 市の補助金の対象活動

### ①地域福祉活動(地域を豊かにする活動)

○ 対象になる	× 対象にならない
○清掃美化活動	×主催・共催でない事業
○リサイクル活動	×他の課から報奨金や助成金の支給を受けている事業
○花いっぱい運動	×参加者から会費を徴収している事業
○友愛訪問	×総会、定例会、役員会
○施設訪問	×交際、慶弔に関する活動(香典、お祝い、お見舞いなどに関する活動)
○世代間交流	×総会、定例会、役員会
○伝承活動	×会食・宴会
○防犯・防火・防災活動	×旅行、誕生会、親睦会、懇親会など会員の親睦が主たる目的の行事
○地域の見守り	
○交通安全教室	

該当すれば裏面 (B) にお進みください。(B) にもあてはまる場合は市の補助金から支出できます。

### ②健康増進活動 (高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動)

○ 対象になる	× 対象にならない
○健康講座	×主催・共催でない事業
○介護予防講座	×他の課から報奨金や助成金の支給を受けている事業
○健康料理教室	×参加者から会費を徴収している事業
○ラジオ体操	×総会、定例会、役員会
○健康体操	×会食・宴会
○太極拳、気功、ヨガ	×旅行、誕生会、親睦会、懇親会など会員の親睦が主たる目的の行事
○健康ウォーク	
○ハイキング	
○歌おう会	
○ゲートボール、グラウンドゴルフ	
○軽スポーツ	

該当すれば裏面 (B) にお進みください。(B) にもあてはまる場合は市の補助金から支出できます。

# 奈良市万年青年クラブ等活動費補助金 市の補助金から支出してよいものの例

## (B) 市の補助金の対象経費 (①地域福祉活動、②健康増進活動共通)

科目	経費の例	対象	備考
報償費	講師謝礼、講師旅費	○	講師が会員の場合は対象外
消耗品費	清掃用具、友愛訪問慰問品、花苗、プランター、草刈りの替え刃、文房具、チラシ	○	
	クラブではなく個人のものになる消耗品	×	
	記念品、景品、賞品、中元・歳暮	×	
燃料費	草刈機の混合油、講座会場用ストーブ灯油代	○	
食糧費	飲物・茶菓子代（打合せ会議、清掃活動、防犯活動、見守り活動、友愛サロン）	○	
	講師賄い（飲物・茶菓子代・弁当代）	○	
	酒類・食事（会員の弁当代）	×	
	歩こう会など運動における飲料、茶菓子、パン	×	
材料費	友愛訪問、世代間交流、地域高齢者とのおしゃべりサロン事業の材料費、健康料理教室食材	○	
通信費	切手、はがき、封筒	○	
使用料及び賃借料	会場使用料、草刈機リース 用具レンタル（ゲートボール、グラウンドゴルフなど）	○	
備品購入費	清掃用具、用具（ゲートボール、グラウンドゴルフなど）、CDラジカセ（体操用、歌おう会など）、教材（歌おう会など）、DVD（介護予防運動など）	○	購入したものが、クラブではなく個人のものになると対象外
交通費	運賃、駐車料金	×	役員が下見をする際の交通費は○
印刷製本費	ポスター、会報など	○	
その他	募金、寄付金	×	
	地域福祉活動として、募金や支援を促す活動自体に万年青年クラブとして取り組む際にかかった経費	○	
	寺社の拝観料、美術館等の入場料	×	
	他団体への協賛金・協力金	×	
	市連合会や地区連合会への負担金	×	

※領収書は5年間保管してください。提出いただき内容を確認することがあります。

※表にないものについても対象になることがありますので、長寿福祉課までご相談ください。

奈良市 長寿福祉課 長寿係  
〒630-8580 奈良市二条大路南 1-1-1  
電話：0742-34-543  
FAX：0742-34-1161  
E-mail：choujufukushi@city.nara.lg.jp

(注意) 表面(A)で“○”となり裏面(B)も“○”となっているか再度確認してください。